

保安林解除申請の手引き

令和3年10月

岩手県農林水産部森林保全課

目 次

第1 保安林制度について	
1 保安林制度の趣旨	・ P.3
2 保安林の指定、解除とその権限	・ P.4
3 保安林の指定解除の手続き（申請による手続）	・ P.6
第2 転用に係る保安林の解除申請について	
1 転用に係る解除の方針	・ P.10
2 転用を目的とする解除の要件	・ P.11
3 保安林の解除申請について	・ P.16
4 転用に係る保安林解除申請書類等の編さん順序	・ P.17
5 添付書類等の標準作成要領	・ P.21
第3 申請書類等の様式について	・ P.26
第4 保安林内作業許可申請書等の様式について	・ P.47

略 称

法令等の名称は、略称を用いた。

法 : 森林法（昭和26年6月26日 法律第249号）

令 : 森林法施行令（昭和26年7月31日 政令第276号）

規則 : 森林法施行規則（昭和26年8月1日 農林省令第54号）

様式告示 : 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）

処理基準 : 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準
（平成12年4月27日 12林野治第790号農林水産事務次官通知）

運用通知 : 保安林及び保安施設地区に関する改正森林法施行規則の運用について
（昭和43年12月14日付け12林野治第2482号林野庁長官通知）

基本通知 : 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて
（昭和45年6月2日 45林野治第921号林野庁長官通知）

※本手引きは、民有保安林及び林野庁所管以外の国有保安林に係る保安林解除を対象として作成したものである。

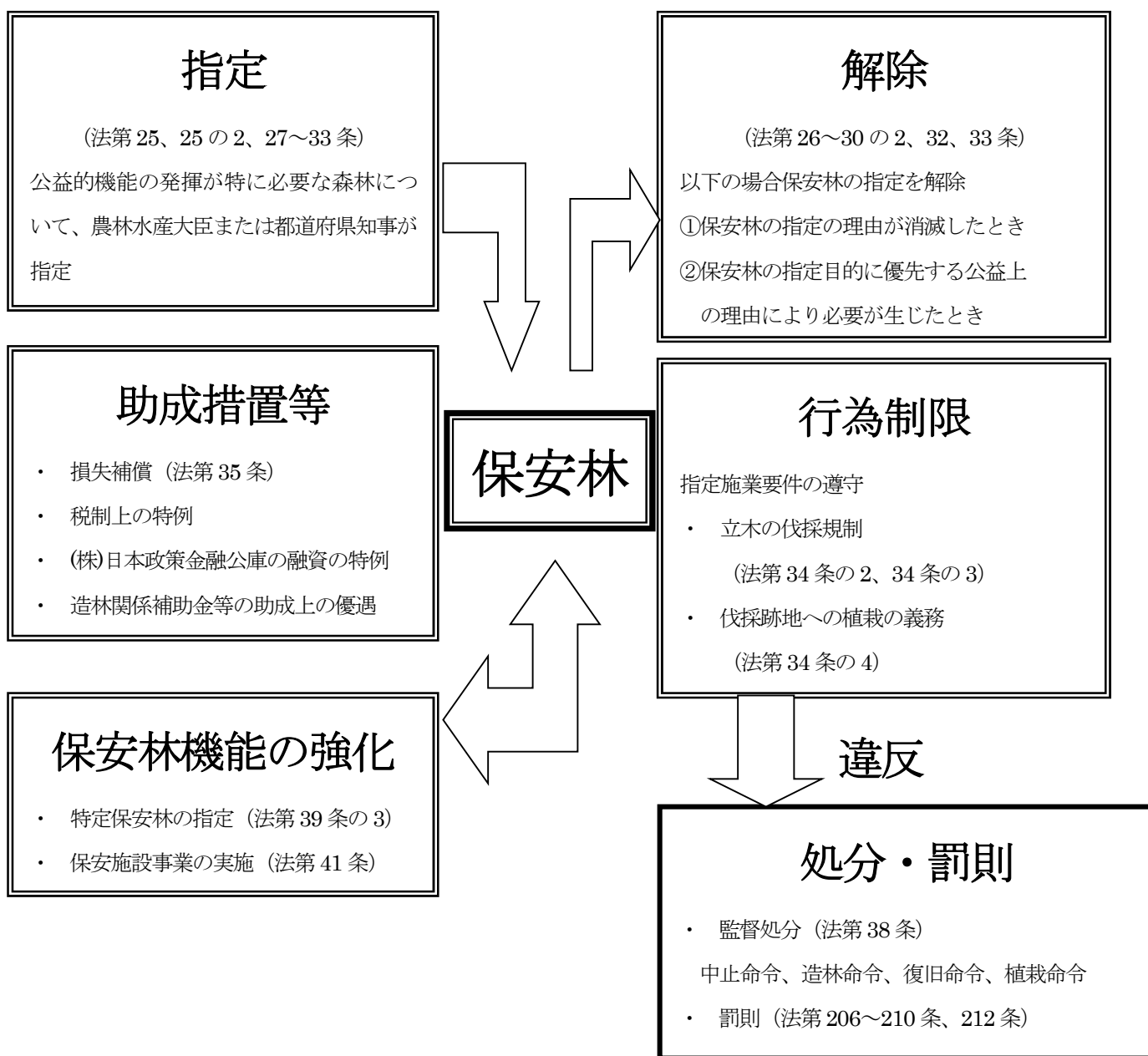
第 1 保安林制度について

1 保安林制度の趣旨

保安林制度は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施業を確保することによって森林のもつ公益的機能を維持増進するための制度であり、保安林における特定の行為についての不作為義務と作為義務を内容としている。

不作為義務としては、立木の伐採の制限と立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、開墾その他の土地の形質の変更等の制限があり、作為義務としては植栽の義務がある。

保安林制度の体系



2 保安林の指定、解除とその権限

(i) 保安林の指定

保安林指定の権限は、農林水産大臣（法第 25 条第 1 項）及び都道府県知事（法第 25 条の 2 第 1 項、第 2 項）にある。

すなわち、その指定流域、目的及び指定対象地の所有形態（民有林であるか、国有林であるか）によってその権限が異なる。つまり、民有林の場合は、重要流域の水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備のための保安林については農林水産大臣、重要流域以外の水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備のための保安林については都道府県知事、更に、全ての流域のその他の保安林（飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、雪崩防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致のためのもの）については都道府県知事の権限であり、国有林の場合は、指定目的にかかわらず全てが農林水産大臣の権限である。

法第 25 条第 1 項に列挙された目的と保安林の種類を対比すると、次表のとおりである。

法第 25 条第 1 項に列記する目的		保安林の種類	
第 1 号	水源の涵養	1	水源かん養保安林
2	土砂の流出の防備	2	土砂流出防備保安林
3	土砂の崩壊の防備	3	土砂崩壊防備保安林
4	飛砂の防備	4	飛砂防備保安林
5	風害	5	防風保安林
	水害	6	水害防備保安林
	潮害	7	潮害防備保安林
	干害	8	干害防備保安林
	雪害	9	防雪保安林
	霧害	10	防霧保安林
6	雪崩	11	なだれ防止保安林
	落石	12	落石防止保安林
7	火災の防備	13	防火保安林
8	魚つき	14	魚つき保安林
9	航行の目標の保存	15	航行目標保安林
10	公衆の保健	16	保健保安林
11	名所又は旧跡の風致の保存	17	風致保安林

② 保安林の解除

ア 解除の要件

保安林解除の理由として法で定められている要件は、1) 保安林の指定理由が消滅したとき、2) 公益上の理由により必要が生じたときの二つの場合であり、これ以外の理由で保安林の解除が行われることはない。

イ 解除の権限

保安林解除の権限は、保安林指定の場合と全く同様で、重要流域以外の民有林の 1～3 号保安林と全ての流域の民有林の 4 号以下保安林の解除については都道府県知事であり、それ以外の保安林についてはすべて農林水産大臣である（法第 26 条、第 26 条の 2）

ウ 解除の適否判定

⑦ 指定理由の消滅による解除

農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。（法第 26 条第 1 項、法第 26 条の 2 第 1 項）

なお、「指定の理由が消滅したとき」とは次のいずれかに該当するときである。（基本通知 第 2 の 1）

①受益の対象が消滅したとき

②自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき

③当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等（以下「代替施設」という。）が設置されたとき

又はその設置が極めて確実と認められるとき

④森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

⑧ 公益上の理由による解除

農林水産大臣又は都道府県知事は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。（法第 26 条第 2 項、法第 26 条の 2 第 2 項）

なお、「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、森林を保安林として存置し、森林の保安市機能その他を十分に活用するという公益上の必要と、保安林として存置することをやめて他の公益目的に利用することとの比較衡量をした結果に従うことになるが、具体的には、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときである。

ア 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの

イ 国等以外の者が実施する事業のうち、処理基準及び基本通知の別表 3 に掲げる事業に該当するもの

ウ ア又はイに準ずるもの

3 保安林の指定解除の手続き(申請による手続)

保安林の解除を希望する者で所定の資格を有する者は、その権限を有する農林水産大臣又は都道府県知事にその申請をすることができる。

(1) 申請の資格

保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令(規則第48条)で定める手続に従い、保安林の指定を解除申請することができる。(法第27条第1項)

(2) 申請書の添付書類等

申請は省令で定める手続に従ってしなければならないことが法第27条第1項の要件であるが、省令(規則第48条)では次のように定められている。

ア 申請は、申請書に図面を添えてすること。

イ 申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは当該申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であることを証する書類を添付すること。

ウ 申請者が保安林を森林以外の用途に供すること(以下「転用」という。)を目的としてその解除を申請する者であるときは次の各号に掲げる書類を添付すること。

(1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書

(2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書

(3) (1)及び(2)の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)

(4) 転用の目的に係る事業を行い、又は施設を設置する者(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第1条(適用範囲)に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(3) 都道府県知事の経由

都道府県知事以外の者が保安林の解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。(法第27条第2項)

(4) 申請書の進達

都道府県知事は、(3)の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。(法第27条第3項)

(5) 申請の却下

申請が次に該当するときは、都道府県知事はその申請を進達しないで却下することができる。(法第27条第3項但し書)

ア 法第27条第1項の条件を具備しないとき

(例) 申請資格を有しない者からの申請、省令で定められた手続によらない申請

イ 法 28 条の規定に違反するとき

農林水産大臣又は都道府県知事が法第 27 条第 1 項に係る保安林の解除の申請に対して解除をしない旨の処分をしたときは、その申請をした者は、実地の状況に著しい変化が生じた場合でなければ、再び同一の理由で同項の申請をしてはならない。(法第 28 条)

(6) 予定通知等

ア 農林水産大臣は、保安林の解除をしようとするときは、あらかじめその旨及び必要事項をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。(法第 29 条)

イ 都道府県知事は、法第 29 条の通知を受けたときはその通知の内容、また都道府県知事が保安林を解除しようとするときはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の所有者及び登記した権利を有する者並びに申請者に通知しなければならない。(法第 30 条、法第 30 条の 2)

(7) 意見書の提出

保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその解除に直接の利害関係を有する者は、法第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示があった場合においてその告示の内容に異議があるときは、その告示の日から 30 日以内に、法第 30 条の告示にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、法第 30 条の 2 第 1 項の告示にあつては都道府県知事に意見書を提出することができる。(法第 32 条第 1 項)

(8) 公開による意見の聴取

農林水産大臣又は都道府県知事は、法第 32 条第 1 項の意見書の提出があったときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。(法第 32 条第 2 項)

(9) 解除の処分

ア 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示の日から 40 日を経過した後(意見書の提出があったときは、聴聞をした後)でなければ保安林の指定を解除することができない。(法第 32 条第 4 項)

イ 農林水産大臣は、保安林の指定を解除する場合には、その旨並びにその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。(法第 33 条第 1 項)

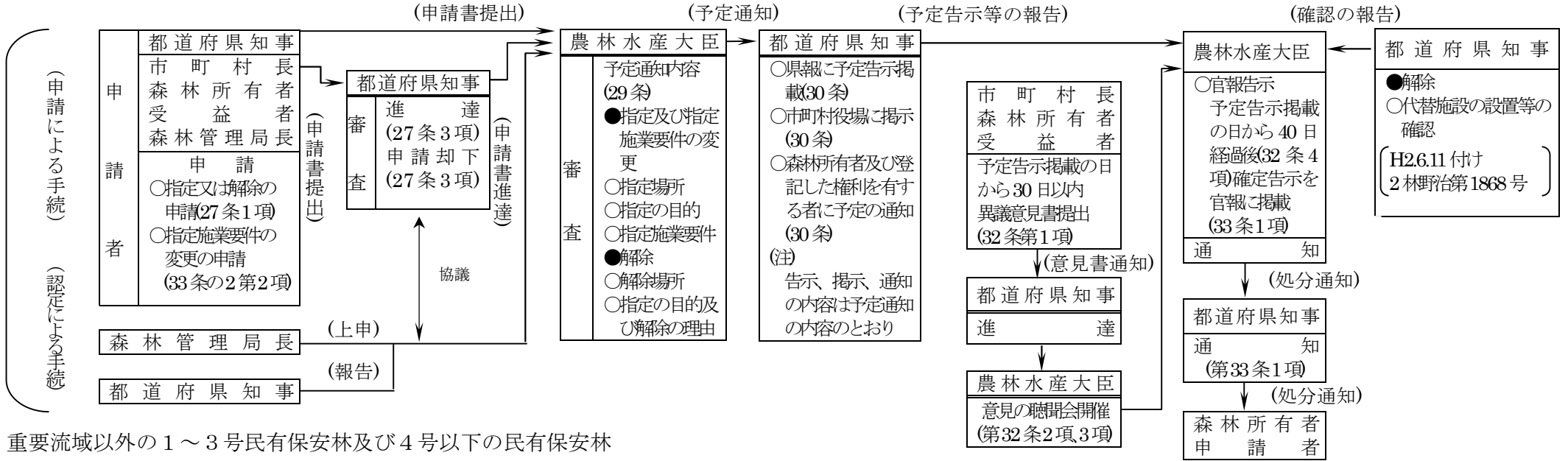
ただし、法第 26 条第 1 項(指定理由の消滅)による解除、又は法第 26 条第 2 項(公益上の理由)による解除であつて、令第 2 条の 3 に規定する規模を超え、かつ、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当しないものの解除をする場合は、都道府県知事から代替施設の設置等の確認の報告を受けてから行わなければならない。(処理基準 第 2 の 2 の(6))

保安林の解除は、法第 33 条第 1 項の告示によって効力を生ずる。(法第 33 条第 2 項)

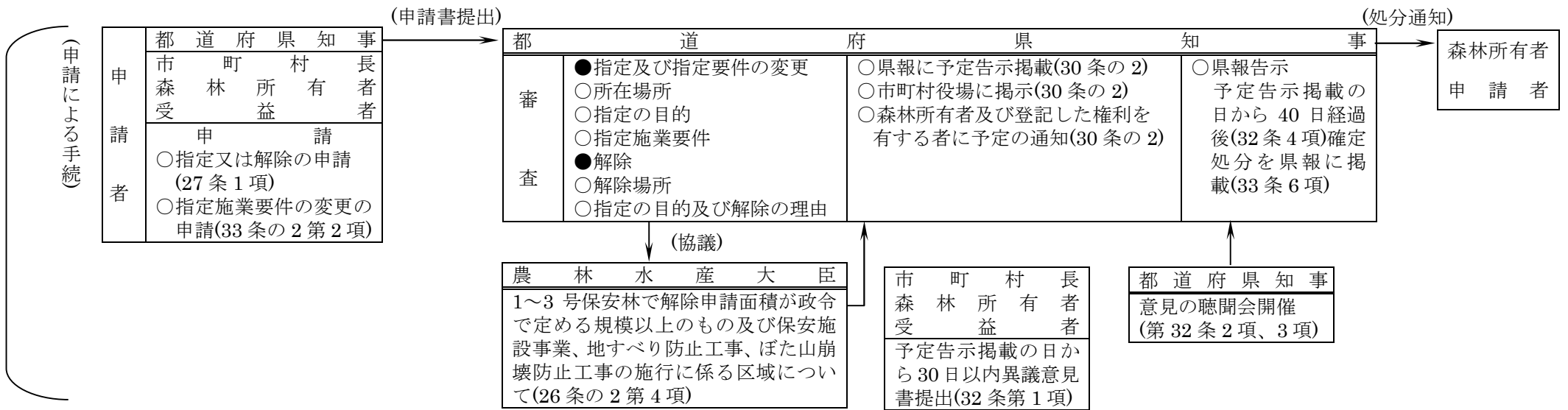
ウ 都道府県知事は、法 33 条第 1 項の通知を受けたときは、その内容を森林所有者、申請者等に通知しなければならない。(法第 33 条第 3 項)

保安林指定・解除（指定施業要件の変更を含む）手続図

重要流域内に存する1～3号民有保安林及び国有保安林



重要流域以外の1～3号民有保安林及び4号以下の民有保安林



第 2 転用に係る保安林の解除申請について

1 転用に係る解除の方針

保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、転用のための保安林の解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするものでなければならない。

第1級地については、「公益上の理由」による解除のうち、転用の様態、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として解除は行わないものとする。

第2級地については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、様態、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行うものとする。

(1) 第1級地

次のいずれかに該当する保安林とする。

ア 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの〔事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。〕

イ 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの。

ウ 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの。

エ 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあっては250メートル未満）であるもの。

オ 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの。

(2) 第2級地

第1級地以外の保安林とする。

2 転用を目的とする解除の要件

転用を目的とする保安林の解除については、次の要件を備えなければならない。

(1) 「公益上の理由」による解除

ア 用地事情等

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

イ 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現するうえで必要最小限度のものであること。

- ① 道路法に基づく道路のように法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- ② 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

ウ その他の満たすべき基準

(1)のウに準じた措置が講じられるものであること。

エ 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

- ① 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- ② 事業等を実施するもの（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ③ 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ④ ②及び③の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

(2) 「指定理由の消滅」による解除

ア 用地事情等

事業等による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

イ 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現するうえで必要最小限度のものであること。

- ① 法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- ② 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

ウ その他の満たすべき基準

- ① 保安林の転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設（規則第 48 条第 2 項第 2 号に掲げる施設をいう。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられることについて、都道府県知事の確認があること。
- ② ①の代替施設の設置等については、当該施設の設置に係る転用が「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて 別記の開発行為の許可基準の運用について」（以下、「開発許可運用基準」という。）の第 2 から第 5 まで及び「開発行為の許可基準の運用細則について」（以下、「運用細則」という。）に示す基準に適合するものであること。
- ③ ②のほか、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、当該事業等に係る転用が、開発許可運用基準及び運用細則に示す基準に適合するものであること。
ただし、転用に係る保安林の面積が 5 ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の森林面積に占める保安林の面積の割合が 10 パーセント以上である場合（転用に係る保安林面積が 1 ヘクタール未満の場合を除く。）には、運用規則の 8 及び同細則の表 4 に代えて別表（P.14～15）に示す基準に適合するものであること。
- ④ 転用に係る保安林の面積が③のただし書に相当する場合であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

エ 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

- ① 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- ② 事業者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ③ 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ④ ②及び③の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- ⑤ 事業者に当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

オ 利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること。 (3) 代替施設の設置等の確認に関する措置

代替施設の設置等の確認は、保安林の転用に係る解除のうち次のものについて行う。

ア 法第 26 条第 1 項及び第 26 条の 2 第 1 項の規定による解除

イ 法第 26 条第 2 項及び法第 26 条の 2 第 2 項の規定による解除であって令第 2 条の 3 に規定する規模を超え、かつ、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当しないもの。

(保安林の転用に係る解除の取扱い要領第 2 の 3(3))

(4) 都道府県森林審議会への諮問

都道府県知事は、法第 27 条第 3 項の規定による意見書の提出に当たっては、都道府県森林審議会の意見を聴し、その結果に基づき適否を明らかにした上、意見書を提出するものとする。

ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が 1 ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ都道府県森林審議会の意見を聴いて基本の方針を定めておき、法第 27 条第 3 項の規定による申請書を進達する際に当該方針に照らし適否を判断の上意見書を提出することができるものとする。

(保安林の転用に係る解除の取扱い要領第 3 の 2 (1))

法第 26 条の 2 により規定されている保安林の転用に係る解除については、都道府県知事は、解除に当たって都道府県森林審議会に対し上記に準じて諮問を行い、その結果を参しゃくの上、解除の適否を判断するものとする。(保安林の転用に係る解除の取扱い要領第 3 の 2 (2))

なお、この規定に基づき岩手県知事が岩手県森林審議会林地保全部会の意見を聴取するのは下記の場合である。

ア 法第 26 条及び法第 26 条の 2 の規定に基づく 1 ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除(国又は地方公共団体が行うものを除く)に関すること。

イ 法第 26 条及び法第 26 条の 2 の規定に基づく 1 ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除(国又は地方公共団体が行うものを除く)のうち次の各号の 1 に該当する事項に関すること。

(7) ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの

(4) 土石採取に係るもの

(7) 宅地造成に係るもの

(4) 工場又は事業所及びその関連施設に係るもの

ウ 法第 26 条及び法第 26 条の 2 の規定に基づく保安林の転用に係る解除(国又は地方公共団体が行うものを除く。)のうち前ア、イ以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。

(県要領 第 26)

別 表

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とする。 3 1 区画内の建物敷の面積はおおむね 200 平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は 1 区画の面積のおおむね 20 パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を設置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタールあたりおおむね 1,000 立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。(残置森林率おおむね 60 パーセント以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 40 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 40 メートル以上）を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホールあたりおおむね 150 万立方メートル以下とする。
宿泊施設、レジャー施設の配置	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数配置する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 35 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 30 パーセント以上とする。(緑地を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

3 保安林の解除申請について

(1) 事前相談

ア 保安林の解除申請をしようとする場合は、できるだけ早い時期に当該保安林を管轄している広域振興局に相談すること。なお、林野庁所管の国有保安林の場合は、森林管理署に相談のうえ手続を進めること。
 イ 事前相談の対象地が次に該当する場合、県は林野庁に事前相談の内容を報告し、調整することとなっている。

国有林の保安林及び法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するための民有林の保安林（法第 25 条第 1 項の重要流域内に存するものに限る。）であって、転用しようとする保安林の面積が一定規模（法第 26 条第 1 項（指定理由の消滅）によるものは 1ha、同条第 2 項（公益上の理由）によるものは 5ha）以上のもの。

(2) 保安林解除地の分筆について

解除申請をする場合、事前に解除地を分筆して申請すること。なお、分筆区域については、事前に広域振興局に相談すること。また、止むを得ず一部解除申請をする場合は、解除確定後（官報又は県報による確定告示後）すみやかに分筆し、所定の様式により県庁森林保全課へ報告すること。

解除申請書を提出してから解除確定までに分合筆がなされると解除申請そのものが無効になる場合があるため、上記の期間の間に分合筆は絶対に行わないこと。

(3) 提出部数

解除申請書等は当該保安林を管轄している広域振興局長に、下記部数提出すること。

	重要流域の 1～3 号保安林	左記以外の保安林
林野庁報告に係る事前相談書	3 部	
民 有 保 安 林	3 部	2 部
林野庁所管以外の国有保安林	3 部	3 部

(4) 留意事項

ア 解除申請書の添付書類は、解除案件によって異なるので、提出前に必ず広域振興局に相談すること。

イ 解除の審査、告示等の手続には、日数を要するので、工期等を考慮して早めに解除申請の手続きをすること。

ウ 解除確定前に工事に着手する場合は、予定告示の翌日から 40 日経過後、広域振興局長に作業許可申請書【様式 9 P.48】を提出し、許可を得てから作業に着手すること。

エ なお、作業許可申請について、立木伐採を伴う場合には、保安林内立木伐採届出書【様式 10 P.50】を伐採しようとする日の 2 週間前までに提出しなければならない。（作業許可申請書と同時提出可）

オ 申請書の作成に当たっては、次の点に注意すること。

- ・ 用紙の大きさは、原則、日本工業規格 A4 版とする。
- ・ 申請書類は、頁、見出し等により相互の照合をしやすいようにすること。
- ・ 図面袋には、在中の図面の種類、枚数等を明示すること。
- ・ 図面には、必ず縮尺、方位及び凡例を記入すること。
- ・ 図面の作成要領（P.23～）に示した縮尺は、標準的なものである。
- ・ 図面に明示された事項については、適宜彩色等の手法を用いることとし、平面図、縦断図、横断図等の彩色は統一すること。

4 転用に係る保安林解除申請書類等の編さん順序

- ・ 下記書類は標準的な案件に対する添付書類であり、個々の解除案件により追加及び省略するものがあるので、申請書類作成の際は各広域振興局に必ず相談すること。
- ・ ※印がついている書類については、解除権限者が農林水産大臣の場合に該当し、県庁森林保全課が作成する。

①国又は地方公共団体が行う専ら道路等		②左記以外
事業者が県の機関以外	事業者が県の機関	
1. 進達書※ 2. 知事意見書※ 3. 保安林解除調書 4. 保安林解除位置図 5. 保安林解除調査地図 6. 保安林解除図（地積測量図） 7. 保安林解除申請書 8. 事業計画図 ・事業施設配置図（兼）代替施設配置図 9. 写真 10. 実施設計図（標準断面図、構造図） 11. 事業計画書 12. 代替施設計画書 13. 他法令による許認可証書等の写し 14. 直接利害関係者の証書等 15. 土量計算書（集計表のみ）	1. 保安林解除申請書※ 2. 保安林解除調書 3. 保安林解除位置図 4. 保安林解除調査地図 5. 保安林解除図（地積測量図） 6. 保安林解除依頼書（又は保安林解除申請書） 7. 事業計画図 ・事業施設配置図（兼）代替施設配置図 8. 写真 9. 実施設計図（標準断面図、構造図） 10. 事業計画書 11. 代替施設計画書 12. 他法令による許認可証書等の写し 13. 直接利害関係者の証書等 14. 土量計算書（集計表のみ）	1. 進達書※ 2. 知事意見書※ 3. 保安林解除調書 4. 保安林解除位置図 5. 保安林解除調査地図 6. 保安林解除図（地積測量図） 7. 保安林解除申請書 8. 事業計画図 ・現況図 ・事業施設配置図 ・土量配分計画平面図 ・土捨場平面図 9. 写真 10. 代替施設計画図 ・代替施設配置図 ・集水区域図 ・排水計画平面図 ・流末処理排水計画図 ・流出土砂貯留施設平面図 ・洪水調節施設平面図 11. 実施設計図 12. 事業計画書 13. 代替施設計画書 14. 他法令による許認可証書等の写し 15. 法人等に関する書類 16. 直接利害関係者の証書等 17. 予算関係書類 18. 土量計算書

保安林解除申請書類一覧について

保安林解除申請の型

ケース 1	専ら道路（高速自動車国道を除く）の新設又は改良に係るもの
ケース 2	1 ha 以下で「公益上の理由」によるもので、土地の形質の変更行為が軽微である事業に係るもの
ケース 3	下記①及び②に示す法人等が事業主体となる事業又は規則第 5 条に定める事業に係るもの
ケース 4	上記以外の事業等に係るもの

- ① 国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- ② 成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

○印は作成及び添付が必要なもの

×印は添付を省略してよいもの

書類等の名称	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	関係法令等
保安林解除申請書	○	○	○	○	法第 27 条、規則第 48 条第 1 項、様式告示 12
保安林解除図	○ 原則として実測図とすること。				規則第 48 条第 1 項、様式告示 12
事業計画書関係					規則第 48 条第 2 項第 1 号
予算書又は予算議決書の写し (資金調達方法を証する書類(残高証明書、融資証明書等)を含む。)	×	○	○ (資金調達方法を証する書類は要しない。)	○	運用通知第 1 の 2 の(5)及び(6)
事業施設配置図	○ ・事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 ・残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。				運用通知第 1 の 2
現況写真	○	○ 全景写真のみ	○	○	基本通知第 2 の 3 の(5)で準用する同通知第 1 の 3 の(6)のウ 解除予定区域を表示すること。
縦横断面図	×	○ それぞれの標準的切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面部(法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。)とする。			運用通知第 1 の 2
土量計算書	×	○ 切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。			運用通知第 1 の 2
土量配分計算平面図	×	○	○	○	運用通知第 1 の 2
土捨場平面図	×	○	○	○	運用通知第 1 の 2

書類等の名称	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	関係法令等
土捨場容量計算書	×	○ 取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。			運用通知第1の2
面積計算図	×	○	○	○	運用通知第1の2
面積計算書	×	○ 取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。			運用通知第1の2
工事工程表	○	○	○	○	運用通知第1の2の(7)
代替施設計画書関係					規則第48条第2項第2号
予算書又は予算議決書の写し (資金調達方法を証する書類(残高証明書、融資証明書等)を含む。)	×	○	○ (資金調達方法を証する書類は要しない。)	○	運用通知第1の3の(2)のイ及びウ
代替施設配置図	○ ・事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 ・残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。				運用通知第1の3の(2)
代替施設安定計算書	×	○ 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。			運用通知第1の3
排水施設流量計算書	×	○ 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。			運用通知第1の3
排水計画平面図	×	○	○	○	運用通知第1の3
集水区域図	×	○	○	○	運用通知第1の3
流末処理排水計画図	×	○	○	○	運用通知第1の3
流出土砂貯留施設平面図	×	○	○	○	運用通知第1の3
流出土砂貯留施設計算書	×	○ 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。			運用通知第1の3
洪水調節施設等平面図	○	○	○	○	運用通知第1の3
洪水調節施設等計算書	○ 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。				運用通知第1の3
構造図 (土工定規図を含む。)	×	○	○	○	運用通知第1の3
工事工程表	○	○	○	○	運用通知第1の3の(2)のエ

書類等の名称	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	関係法令等
許認可に係る申請の状況を記載した書類 又は許認可証書の写し (環境アセスメントの実施状況も含む。)	○ ・申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可 を必要とする場合に限る。				規則第48条第2項第 3号
申請者に関する書類					法第27条第1項 規則第48条第2項
(法人に関する書類) 法人登記事項証明書等	○ 注1				規則第48条第2項第 4号
(法人でない団体) 団体の代表者の氏名、規約、組織運営 に関する書類 (定款、営業報告書等)	○	○	○	○	規則第48条第2項 第4号
直接利害関係者の証書 (保安林の登記事項証明書 土地売買契約書の写し 固定資産課税台帳に基づく証明書 土地等に正当な権限 を有する証明書 等)	×	○	○ 注2	○	規則第48条2項、 処理基準第2の2の (1)のイ(第1の3の (1)のイ)
解除要件を備えていることを確認できる書類					処理基準第2の1の (3)
級地区分に係る書類 (当該地の傾斜等が判断できる図面 等)	○	○	○	○	処理基準第2の1の (3)のアの(ア)、イ の①の(ア)、②の (ア)
用地事情に係る書類 (・地域の公的土地利用計画等 ・その土地以外に適地を求めること ができないことを示す書類)	○	○	○	○	処理基準第2の1の (3)のアの(イ)、イ の①の(イ)、②の (イ)
面積に係る書類 (転用に係る土地の面積が、必要最小 限である根拠を示す通知や計算書等)	○	○	○	○	処理基準第2の1の (3)のアの(ウ)、イ の①の(ウ)、②の (ウ)
実現の確実性に係る書類					処理基準第2の1の (3)のアの(エ) n、 イの①の e、イの②の(エ)
信用、資力及び技術力を証明する書 類	○	○	○ 注3	○	
当該保安林と併せて使用する土地 がある場合、当該土地を使用する権 利を取得している又は取得するこ とが確実であることを示す書類	○	○	○	○	
利害関係者の意見					処理基準第2の1 の(3)のアの(オ)
市町村長の同意書	○ 注4				
直接利害関係者の同意書 (土捨場用地の使用承諾を含む。)	×	○	○	○	

(注1) 国及び地方公共団体が実施する事業並びに独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等が事業主体の事業の場合には省略してよい。

(注2) 国及び地方公共団体が事業主体の場合には省略してよい。

(注3) ①に示す法人等が事業主体となる事業の場合には省略してよい。

(注4) 市町村長が事業主体の解除申請又は市町村長が申請者であるものについては、市町村長の同意書の添付を要しない。

(注5) 個々の解除案件により追加及び省略するものがあるので、申請書類作成の際は各広域振興局に必ず相談すること。

5 添付書類等の標準作成要領

(1) 事業計画書及び代替施設計画書以外の書類

書類の名称		記載要領
保安林解除申請書 【様式1 P.27】		<ul style="list-style-type: none"> 申請書の宛先は、保安林解除の権限者宛てとすること。 氏名を自署する場合には、押印を省略することができること。 申請者欄は、団体組織の場合、代表者・氏名まで記載すること。 大字、字、地番等は土地登記事項証明書のとおり記載すること。 面積は小数第4位にとどめ、第5位以下を切り捨てて記載すること。 地上権が設定されている場合は、地上権者が森林所有者となること。 「指定の解除の理由」は、申請地の現況、事業の目的、事業の必要性、用地の非代替性、解除面積が必要最小限であること、予算及び用地を確保していることについて、具体的かつ簡潔に記載すること。 用地の確保、予算の措置等、事業実施が確実となった上で申請すること。
保安林解除依頼書 【様式2 P.28】		<ul style="list-style-type: none"> 事業者が県の機関で、大臣権限の解除の場合に作成すること。 担当者名と連絡先を記載すること。 その他の記載要領は、保安林解除申請書に準じる。
現況写真		<ul style="list-style-type: none"> 全景と近景及び残土処理箇所の写真を添付すること。 写真には保安林界、事業区域界、解除申請区域、地番界、地番を記入すること。 写真に番号を付し、事業施設配置図または現況図に撮影位置、撮影方向を図示すること。(写真撮影位置図を別葉に作成しても構わない。) 大規模な事業計画については、空中写真を追加して添付すること。
許認可証書の写し等		<ul style="list-style-type: none"> 転用の目的に係る事業又は施設の設置について、他法令に係る行政庁の免許、許可、認可、その他の処分を必要とする場合は、当該許認可書の写しを添付すること。 例) 森林法、河川法、砂防法、農地法、自然公園法、文化財保護法、海岸法、都市計画法、道路法、地すべり等防止法等 許認可の申請書を提出済であって、許認可を得ていない場合は、当該申請書の写しを添付すること。(この場合、予定告示は許認可を得てからとなるので、取得後速やかにその写しを提出すること。) 許認可には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達等を含む。 その他事業を計画するにあたり、関係機関に協議したものについては、協議書の写しを添付すること。
法人等に関する書類		<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体が実施する事業並びに独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等が事業主体である場合は不要。 事業者が法人である場合は法人登記事項証明書及び定款等、団体である場合は代表者氏名、住所、規約、組織運営に関する書類。
直接利害関係者の証書等	市町村長の意見書 【様式5 P.39】	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が市町村長である場合は必要ない。
	申請者が直接の利害関係を有する者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長である場合は不要。 申請者が申請に係る土地の所有権、その他の権利の登記名義人である場合は、土地登記事項証明書。 登記名義人でない場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 土地登記事項証明書と公正証書等 (イ) 土地登記事項証明書と戸籍謄本 (ウ) 土地登記事項証明書と売買契約書の写し (エ) 土地登記事項証明書と当該土地についての登記名義人又はその承継人から権利を取得していることを証する書類。(土地使用承諾、土地使用貸借契約等)

書類の名称		記載要領
直接利害関係者の証書等	保安林の土地を使用できる権利を証する書類	1 権利が登記されている場合 土地登記事項証明書 2 権利が登記されていない場合 (ア) 土地登記事項証明書と公正証書 (イ) 土地登記事項証明書と売買契約書の写し (ウ) 土地登記事項証明書と地上権、地役権等の設定契約書 (エ) 土地登記事項証明書と土地使用承諾書【様式7 P.41】 ※ 土地使用承諾は、権利者全員から承諾を得ること。
	保安林以外の土地を使用できる権利を証する書類 (残土処理箇所も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「保安林」の場合と同様。 ・ 事業計画書の「他の土地の関係」欄に、文書表現するにとどめ、関係書類等の添付は、省略できるものとする。(森林審議会に諮問する案件の場合は添付を要する。) ・ 残土処理箇所についても、代替施設計画書の「残土の処理方法」欄に、文書表現するにとどめ、関係書類等の添付は、省略できるものとする。(森林審議会に諮問する案件の場合は添付を要する。)
	直接利害関係者の同意書 【様式6 P.40】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請に係る土地について、申請者以外にも権利者がいる場合は、その権利者全員からの同意書も添付すること。 ・ 保安林を転用することにより、直接影響を受ける土地等の権利者からの同意書も添付すること。
予算関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体並びに独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等が事業主体である場合は資金調達方法を証する書類は不要。 ・ 申請者が会社、個人等の場合は資金調達方法を証する書類として、預金残高証明書、融資予定証明書等を添付すること。 	
土量計算書 【集計表の様式8 P.42】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残土は保安林外の残土処理箇所に搬出し、転圧、緑化などの土砂流出防止措置を講ずること。 	

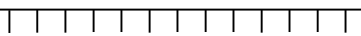
(2) 事業計画書【様式3 P.29】

- ・ 注意事項 (P.33) を参照し記載すること。

(3) 代替施設計画書【様式4 P.36】

- ・ 注意事項 (P.38) を参照し記載すること。

④ 図面の標準作成要領

図面の種類	明示すべき事項	注意事項
保安林解除位置図	<p>①行政区界、②事業区域界（青）、③解除申請区域（赤でうすく着色）、④他法令による規制区域及びその名称、⑤解除申請箇所周辺1万ha（20cm×20cm）程度にある保安林の種類別区域、⑥残土処理箇所</p> <p>※道路等継続事業の場合には「施工済区域（保安林の場合は解除告示年月日及び番号を併記）」、「計画区域」も図示し、それぞれの区間年度、延長等を明示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則、国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。 凡例を必ずつけること。 タイトル欄には、①保安林の所在、②保安林種、③要解除面積、④縮尺、⑤他法令関係を記載すること。 <p>※図上の大きさが6mm²未満の場合は、2mmの赤丸を記載</p>
保安林解除調査地図	<p>(1) 図面全体 ①市町村界、②大字界、③字界、④保安林区域、⑤方位</p> <p>(2) 事業区域内 ⑥地番界、⑦地番、⑧(登記)地目、⑨事業区域界（青）、⑩保安林界（赤）、⑪解除申請区域（赤でハッチング）</p>  <p>(内側)</p> <p>(3) その他 ⑫解除申請地の隣接地の地番及び(登記)地目、⑬治山施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則1/5,000の森林計画図の写しを使用すること。 凡例を必ずつけること。 公図上の道路（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色でうすく着色する。 タイトル欄には、①保安林の所在、②保安林種、③要解除面積、④縮尺を記載すること。
保安林解除図（地積測量図）	<p>①解除申請地及び隣接地の地番界・地番・(現況)地目、⑤縮尺、⑥方位、⑦面積計算表（別葉可）</p> <p>※原則として実測図。ただし、国土調査実施済箇所において全筆解除する場合は不要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺1/500～1/1,000 面積計算は原則として三斜法により求めること。 地番毎の面積はm²以下を切捨てること。
事業施設配置図（兼） 代替施設配置図	<p>①地形（等高線入り）、②保安林界（赤）、③事業区域界（青）、④保安林区域、⑤解除申請区域（赤でハッチング）、⑥縮尺、⑦方位、⑧施設の配置及び名称等（各構造物、法面の位置、形状、小段、切土・盛土の区分、堰堤・擁壁・排水施設等の位置）、保安林内外数量、施設一覧表（別葉可）</p> <p>※構造物には種類及び規模等を表示するとともに、同種の構造物が複数ある場合は、番号をつけること。</p> <p>⑨縦横断測点又は測線、⑩事業区域内の地番界・地番・(登記)地目、⑪治山施設、⑫添付写真の撮影位置及び方向（別葉可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺1/1,000～1/5,000 凡例を必ずつけること。 工種別（道路、排水施設等）に色分けすること。 残土処理箇所についても同様に作成すること。（案件によっては省略可） 事業施設配置図と代替施設配置図を同一図面で作成してもよい。この場合には、標題を「事業施設配置図兼代替施設配置図」とすること。 事業計画書並びに代替施設計画書に記載の施設が旗上げで図示されるよう整合性を持たせること。

図面の種類	明示すべき事項	注意事項
現況図	①地形（1～2mの等高線）、②行政区界、③事業区域界（青）、④保安林界（赤）、⑤解除申請区域（赤でハッチング）、⑥他法令規制区域及びその名称、⑦土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等）、⑧人家・公共施設等、⑨治山施設の位置、種類及び施工年度、⑩保安林の傾斜区分（25°未満、25°以上）、⑪添付写真の撮影位置及び方向	<ul style="list-style-type: none"> スキー場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般には省略してよい。 縮尺 1/500～1/2,000
実施設計図	・図面袋には在中の図面の種類、枚数等を明示すること。	
(1) 標準断面図	①地質又は土質別の切土勾配及び盛土勾配、②小段の位置・巾及び間隔、③擁壁及び法面の保護施設、④仕上り寸法、⑤幅員、⑥側溝（道路）、⑦造成地盤高、⑧勾配（宅地造成）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100～1/200 事業区域（青）、解除申請区域（赤）及び余（裕）幅を記載すること。
(2) 縦断面図	①測点、②区間距離、③追加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨保安林解除の申請区間（赤）、⑩事業区域（青）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 〔水平〕 1/500～1/2,000 〔垂直〕 1/100～1/400 土石等の採掘にあつては年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示すること。
(3) 横断面図	①測点、②切土又は盛土高、③現地盤線、④計画地盤線及び勾配、⑤各種構造物（擁壁及び法面保護施設）、⑥保安林解除の申請区間（赤）、⑦事業区域（青）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100～1/200 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示すること。
(4) 構造図	①構造各部の仕上り寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/20～1/200 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。
土量配分計画平面図	①事業区域界（青）、②造成区域界、③保安林界（赤）、④切土区域（黄色でうすく着色）、⑤盛土区域（淡緑色でうすく着色）、⑥切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、⑦土砂の移動方向及び移動土量	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/500～1/1,000
土捨場平面図	事業施設配置図兼代替施設配置図に準じる。	
排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 他の図面で説明できる場合は省略可。 ①等高線、②集水区域界（色別）、③集水区域番号、④面積、⑤排水施設の位置・記号又は番号・種類・形状・内のり寸法、⑥勾配、⑦延長、⑧水の流れの方向及び放流先の名称、⑨保安林界（赤）、⑩事業区域界（青）、⑪解除申請区域（赤でハッチング） 	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/2,000～1/5,000 集水区域及び排水施設の記号又は番号は排水施設計画計算表と対照できるように附すること。

図面の種類	明示すべき事項	注意事項
集水区域図	<ul style="list-style-type: none"> 排水計画平面図に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/500～1/2,000 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。 排水系統が複雑なものについては、模式図を余白に記載すること。
流末処理排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ①集水区域界（色別）、②集水区域の番号及び面積、③事業区域（青）、④下流河川の名称、⑤流下能力の検討地点及び縦横断面、⑥現況写真（ポール等で大きさを表示）を添付 	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/1,000～1/5,000 排水施設計画計算表と対照できるように表示すること。
流出土砂貯留施設平面図	<ul style="list-style-type: none"> ①集水区域界（色別）、②集水区域の番号及び面積、③土砂流出防止施設（色別）の位置・記号又は番号・種類、④規模、⑤貯砂量、⑥保安林界（赤）、⑦事業区域界（青）、⑧解除申請区域（赤でハッチング） 	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/500～1/2,000 集水区域及び施設の記号又は番号は流出土砂貯留施設計画計算表と対照できるように附すること。 堰堤等の実測縦横断面及び貯砂量計算書を別に添付すること。 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。
洪水調節施設平面図	<ul style="list-style-type: none"> 他の図面で説明できる場合は省略可。 ①集水区域界（色別）、②集水区域の番号及び面積、③事業区域（青）、④下流河川の名称、⑤流下能力の検討地点 	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/2,000～1/5,000 ①洪水調節ダムの縦横断面図・構造図、②容量計算表、③H-V曲線図、④下流河道縦横断面図、⑤流量計算書を別途添付すること。

第3 申請書類等の様式について

【様式1】（岩手県保安林事務取扱要領様式第1号）

保安林解除申請書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事）様

住 所
申請者氏名（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

次の森林について保安林の指定の解除をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森林の所在場所						全 面 積				要解除 実測又 は見込 面積	森林所有 者の氏名 又は名称 及び住所	備考	
都道 府県	市郡	町村	大字	字	地番	台 帳		実測又 は見込					
						ha		ha		ha			

指定の解除の理由

※県の機関が知事権限の解除申請をする場合は、知事名で申請すること。

【様式2】

保安林解除依頼書

文書番号
年 月 日

森林保全課総括課長 様
(〇〇広域振興局□□部経由)

〇〇広域振興局長

保安林解除申請手続の依頼について

次の森林について、下記の理由により保安林の指定の解除を必要としますので、関係書類を添え申請手続を依頼します。

森林の所在場所						全 面 積				要解除 実測又 は見込 面積	森林所有 者の氏名 又は名称 及び住所	備考	
都道 府県	市郡	町村	大字	字	地番	台 帳		実測又 は見込					
						ha		ha		ha			

指定の解除の理由

担当：
電話： (内線)

注 事業者が県の機関で、大臣権限の解除の場合に作成すること。

【様式3】

事業計画書

1 転用の目的に係る事業又は施設の名称	
2 当該事業等を行い又は施設を設置する者の氏名及び住所	
3 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	
4 当該事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況	ア 使用する権利の種類 イ 取得の状況 ウ 他法令による土地利用の制限の状況

5 事業等に要する資金の総額及びその調達方法	資金総額	調 達 方 法					
	千円	種類及び名称	金額 千円	摘 要			
		自己資金					
		補助金		【補助金等の名称、交付決定年月日又は交付申請年月日、申請額を記入のこと。】			
		借入金		【借入金の種類及び名称、貸付決定年月日、借入の相手方の名称又は氏名を記入のこと。】			
	起債		【許可年月日を記入のこと。】				
予算成立年月日（又は見込年月日）							
【国及び地方公共団体が申請する場合に記載すること。】							
6 事業等に要する経費の項目ごとの員数、単価、金額及び内訳	項 目			員 数	単 価	金 額	摘 要
	大 項 目	中 項 目	小 項 目				
	(例) 本工事費	直接工事費	土 工	〇〇m ³	△△円	□□円	
			排 水 工	〇〇m	△△円	□□円	
	【詳細を別紙に記載する場合は、「詳細は別紙の通り」と記載すること。】						

<p>7 事業等に関する 工事を開始する 予定の日並びに 当該工事の工程、 及び当該工事に 設置される施設 の種類、規模、構 造及び所在</p>	<p>1 工事の開始及び完了の予定の日</p> <p style="margin-left: 40px;">(保安林解除の日から)</p> <p>全体 着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">(保安林解除の日から)</p> <p>保安林 着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日 部分</p> <p>2 工事工程</p> <p style="margin-left: 40px;">別紙の通り</p> <p>3 施設の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">所 在 (保安林内外)</th> <th style="width: 20%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) ヒューム管</td> <td>排水</td> <td>L=30m</td> <td>A型管 400×35×243</td> <td>内 1ヶ所 外 2ヶ所</td> <td>ヒューム管A ヒューム管B, C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内 外</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内 外</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内 外</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内 外</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内 外</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内 外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	用途	規 模	構 造	所 在 (保安林内外)	摘 要	(例) ヒューム管	排水	L=30m	A型管 400×35×243	内 1ヶ所 外 2ヶ所	ヒューム管A ヒューム管B, C					内 外						内 外						内 外						内 外						内 外						内 外	
種 類	用途	規 模	構 造	所 在 (保安林内外)	摘 要																																												
(例) ヒューム管	排水	L=30m	A型管 400×35×243	内 1ヶ所 外 2ヶ所	ヒューム管A ヒューム管B, C																																												
				内 外																																													
				内 外																																													
				内 外																																													
				内 外																																													
				内 外																																													
				内 外																																													

8 その他参考となるべき事項

1 他の土地の関係

種類	面積	他の法令による土地利用の制限			土地使用权の種類及び取得状況	
		法令の名称	許認可年月日	種類	取得状況	
(例)山林	ha	自然公園法	○年○月○日許可済	(例)所有権	○年○月○日取得済	
原野		〃	〃	使用承諾	〃	
畑		〃	〃	賃借権	〃	
計	※多筆により記載が複雑になる場合は「別紙他の土地の関係のとおり」と記載する。					

別紙 他の土地の関係

2 転用後の用途別面積

用途区分	用途				
	(例)草地	道路	建物	沈砂池	
保安林	ha	ha	ha	ha	ha
(他の土地)					
計					

3 申請面積が必要最小限度である根拠

4 申請者と事業者との関係

5 事業量及び事業の概要

注意事項

- ・ 保安林内外を問わず事業区域内に設置される全施設について、所要事項を記載すること。
- ・ 内容が別紙に記載されている場合については「別添〇〇のとおり」のみとせず、主要内容は必ず記載すること。
- ・ 「1 転用の目的に係る事業又は施設の名称」は公共事業等の場合、正式の事業名を用いるほか、施設の名称のあるものについてはそれを併記すること。
(例 〇〇林道〇〇線、〇〇立〇〇学校等)
- ・ 「3 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由」は保安林に用地を求めざるを得ない理由(地理的条件、自然的条件、公的土地利用計画等)について、申請書の「指定解除の理由」を参考にし、具体的かつ簡潔に記載すること。
- ・ 「4のア 使用する権利の種類」は解除申請地に係る取得済の権利(所有権、地上権、賃借権、使用承諾等)の名称を記載すること。
- ・ 「4のイ」の記載例は下記のとおり。
(例) 字□□ 〇〇-〇 年 月 日取得済
※ 地番が多くある場合は別紙に記載すること。
- ・ 「4のウ」の記載例は下記のとおり。
(例) 字□□ 〇〇-〇 自然公園法 年 月 日許可済
※ 地番が多くある場合は別紙に記載すること。
- ・ 「5 事業等に要する資金の総額及びその調達方法」について、国及び地方公共団体が申請する場合は予算の成立年月日又は見込み年月日を記載すること。
- ・ 「6 事業等に要する経費の項目ごとの員数、単価、金額及び内訳」について、実施設計書中の総括表、内訳表程度の内容を記載すること。また、詳細を別紙に記載する場合はその旨を記載すること。
- ・ 入札前等の理由により、単価及び金額を省略する場合は「本工事は入札前であり、項目毎の単価、金額の記載は省略した」等、その旨を記載すること。
- ・ 「7の事業等に関する工事の工程」は、代替施設の設置を勘案して作成すること。なお、草地造成等大規模な開発については、一度に大面積を裸地にすることを避けて工事を行うよう計画するとともに造成の順序及び方法について年度別に断面図、平面図等を用いて具体的に説明すること。
- ・ 工程表は工事の着工から完了に至るまでの全体の期間及び保安林部分の着手期間について、工種ごとに作成することとし、保安林内を実線、保安林外を破線で記載する等、保安林内外の工程を比較できるように作成すること。
- ・ 「7の3 施設の内容」の摘要欄には、事業施設配置図と対比できるように、施設の記号または番号を記載すること。
- ・ 「8の1 他の土地の関係」について、保安林以外の用地についてのみ記載すること。
また、他の土地の関係については、別紙を作成して必ず添付すること。
- ・ 「8の3 申請面積が必要最小限度である根拠」は、法令等により基準(道路構造令、林道規程等)が定められている場合は、当該基準に適合し必要最小限の面積であることを、基準がない場合は、必要面積を算出した根拠を明らかにして適正な規模(必要最小限)であることを記載すること。
- ・ 事業量及び事業の概要については、施工延長、幅員(全幅員、車道幅員)、施工年度等を解除申請区域、事業区域に分けて記載すること。

別紙（参考例）

工 事 工 程 表

全体の 着工： 年 月 日（保安林解除の日から）
 工期 完工： 年 月 日

保安林部分 着工： 年 月 日（保安林解除の日から）
 の 工期 完工： 年 月 日

凡 例	
内	——
外	-----

項 目				年度																													
				月						月						月						月						月					
種 別	単位	数量	保安林 内・外	5	10	15	20	25	31	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	31	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	31
土工	m3		内																														
			外																														
排水工	m		内																														
			外																														
			内																														
			外																														
			内																														
			外																														

別紙 他の土地の関係

土地の所在場所					種類	全面積	使用面積	所有者	他の法令による土地利用の制限		土地使用权の種類及び取得状況		備考
市郡	町村	大字	字	地番	登記地目	ha	ha		法令の名称	許認可 年月日	種類	取得状況	
									自然公園法	○年○月○日許可済み	土地使用承諾	H○.○.○	
計						0.0000	0.0000						

【様式4】

代 替 施 設 計 画 書

1 代替施設設置地の土地 使用権の種類及び取得状 況	(1) 権 利 の 種 類 (2) 取 得 の 状 況 (3) 他法令による土地利用の制限						
2 代替施設設置資金の 総額及び調達方法	資 金 総 額	調 達 方 法					
	千円	種類及び方法	金 額 (千円)	摘 要			
		県 費					
		国 費					
		負担金					
3 経 費 の 内 訳	項 目			員 数	単 価	金 額	摘 要
	大 項 目	中 項 目	小 項 目				

4 工 事 工 程 表	別紙工事工程表のとおり					
5 代 替 施 設 の 内 容	種 類	用 途	規 模	構 造	所在地 (保安林内外)	摘 要
	(例) 排水工	路床排水	〇〇m	U字溝	内 △△m 外 △△m	U字溝A U字溝C
	緑化工	法面保護	〇〇m ²	人工芝	内 △△m ² 外 △△m ²	測点 No.3 ~5
6 その他参考となるべき事項	<p>(1) 流出計算 別紙排水施設計画流量計算表のとおり</p> <p>(2) 流出土砂量計算 別紙排水施設計画流量計算表のとおり</p> <p>(3) そ の 他 (ア) 法面保護対策</p> <p>(イ) 切土量、盛土量、残土量及び残土の処理方法</p> <p>(ウ) 工事中の防災対策</p>					

注意事項

- 代替施設の内容は、事業計画書における施設の内容欄の所在が保安林内となるもの及び保安林解除に直接関係する箇所で転用によって失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等（緑化工、排水施設、擁壁、堰提等）を記載すること。
- 「2 代替施設設置資金の総額及び調達方法」の資金総額は「3 経費の内訳」の合計と同額とすること。
- 「3 経費の内訳」に土工、ガードレール等はいれないこと。
- 「6の(1) 流出計算、(2) 流出土砂量計算」について、それぞれ、排水施設計画流量計算書 (P.44)、流出土砂貯留施設計画計算書 (P.45) にまとめること。計算書を省略する場合は、箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式について記載すること。
- 「6の(3) その他 (イ)」について、残土処理箇所を使用する権利を得ていることについても記載すること。
- その他の記載要領は事業計画書の記載要領に準じること。

【様式5】（岩手県保安林事務取扱要領様式第13号）

意 見 書

年 月 日

岩手県知事 様

市町村長

下記の保安林を解除することに異議ありません。

記

1 保安林の所在地

市 町
郡 村 大字 字 番地

2 保安林種及び解除面積

〇〇〇保安林 △.△△△△ヘクタール

3 意 見

（何のため、どういう理由で解除を必要とするのか、また解除面積は必要最小限度か、解除に伴う受益対象への影響はどうか等の内容を記載する。）

【様式6】（岩手県保安林事務取扱要領様式第14号）

同 意 書

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
氏 名 印

下記の保安林を解除することに同意します。

記

1 保安林の所在地

市 町
郡 村 大字 字 番地

2 保安林種及び解除面積

〇〇〇保安林 △.△△△△ヘクタール

3 理 由

（受益者又は所有者として、解除後の影響のない理由を記載する。）

【様式7】

土地 使用 承諾 書

年 月 日

(事 業 者) 様

住 所
氏 名

印

私が所有する下記の保安林を〇〇〇〇用地として使用することに対して異議ありません。

記

森林の所在	全 面 積	保 安 林 面 積	使 用 承 諾 面 積
	ha	ha	ha

【様式8】

土 量 計 算 書

1 土 量 総 数

	切 土 量	盛 土 量	差 引
保 安 林	m ³	m ³	m ³
保 安 林 以 外			
計			

2 残土の処理方法

[参 考]

排水施設等計画流量計算について

1 洪水流量

排水施設の能力を定めるためには、その排水施設で処理しなければならない流量、すなわち洪水流量を知る必要がある。

洪水流量は、次の合理式（ラショナル式）を用いて算出する。

$$Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q=洪水流量 (m³/sec)

f：流出係数

r：設計雨量強度 (mm/hr)

A：集水区域面積 (ha)

(1) 流出係数 (f)

下表によって面積加重平均により算出する。

	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9
備考	山岳地	丘陵地	平地

浸透能は地形、地質、土壤等の条件によって決定されるものであるが、おおむね上表の備考による。

(2) 設計雨量強度 (r)

設計雨量強度は、「岩手県雨量統計解析報告書」(岩手県県土整備部河川課)を参考に算出すること。

単位時間は及び確率年数は下表を参考として用いること。

なお、集水区域面積が500ha以上の場合はそれぞれの箇所について算定するものとする。

集水区域面積	単位時間
50 ha 以下	10 分
100 ha 以下	20 分
500 ha 以下	30 分

排水施設	10年確率
洪水調整池	30年確率
余水吐	100年確率

2 排水施設

流量は流速×流路断面により算出する。

3 流速の算定

流速は原則としてマニング公式にする。

$$V = \frac{1}{n} R^{\frac{2}{3}} I^{\frac{1}{2}}$$

V：流速 (m/sec)

n：粗度係数

R：平均径深 (m)

I：水面勾配

粗度係数の値

排水施設の種類		粗度係数 n
素掘り	土	0.02 ~ 0.025
	砂レキ	0.025 ~ 0.04
	岩盤	0.025 ~ 0.035
現場施工	セメントモルタル	0.01 ~ 0.013
	コンクリート	0.013 ~ 0.018
	粗石	0.015 ~ 0.03
工場製品	練積	0.013 ~ 0.035
	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011 ~ 0.014
	コンクリート管	0.012 ~ 0.016
	コルゲートパイプ	0.016 ~ 0.025

4 安全率等

- ・安全率は1.2倍以上とする。

[作成例]

排水施設設計画流量計算表

洪水流量 $Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q : 流量 (m³/sec) f : 流出係数 r : 10年確率雨量の平均一時間強度 (mm/h r) A : 集水区域面積 (h a)

排水施設流量 $Q=VA$ V=流速

マンニング公式 $V = \frac{1}{n} R^{\frac{2}{3}} I^{\frac{1}{2}}$ I : 勾配 (%)

R : 平均径深 (m)

水路 番号	洪水流量								排水施設							安全 率	備考 (集水区 域番号)
	集水 面積 A	集水区域の利用区分				雨量 強度 r	流出 係数 f	洪水流量 1/360× f×r×A	種類	構造		勾配	流速	許容 流量			
		林地	草地	舗装	裸地					巾員	直径						
No.1	ha 0.65	% 100	%	%	%	mm/hr 117	0.6	m ³ /sec 0.127		コンクリート管 暗渠	cm	cm	cm 30	% 2.0	m/sec 2.20	m ³ /sec 0.153	1.20
No.2	0.60		80	20		"	0.7	0.137	"			40	0.5	1.34	0.165	1.20	
No.3	1.00		10	90		"	1.0	0.325	"			40	3.0	3.27	0.403	1.24	
No.4	0.50		50	50		"	0.9	0.146	コンクリート 矩形暗渠	30	30		2.5	2.20	0.198	1.36	

[作成例]

流出土砂貯留施設計画計算表

区分	貯砂施設記号	集水区域の状況			流出土砂量													貯砂施設			安全率	備考
		集水面積	利用区分			裸地			草地			林地			土砂量計	種類	構造	貯砂量				
			裸地	草地	林地	面積	ha当り流出土砂量	期間	土砂量	面積	ha当り流出土砂量	期間	土砂量	面積					ha当り流出土砂量	期間		
施工中	1	ha 665	% 45	% 55	ha 2.99	m ³ /年 300	月 4 / 12	m ³ 299	ha 2.99	m ³ /年 15	月 5	m ³ 224	ha 3.66	m ³ /年 1	月 4 / 12	m ³ 1	m ³ 300	仮設工	大型土のう	550	1.83	
施工後		665	45	55					2.99	15	年 5	224	3.66	1	年 5	18	242					
計																	542					

- 工事期間 ○年○月 から ○年○月 まで
4ヶ月
- (工事期間が4ヶ月以下の場合は一様に4ヶ月として計算すること。)

- 施工中の対策
- 施工後の対策

参 考

1 侵食土砂量の推定

地表の状況	1ha当り流出土砂量 (m ³ /年)	厚 さ (mm)
裸地荒廃地等	200 ~ 400	20 ~ 40
草地・砂利道等	15	1.5
択 伐 地	2	0.2
普通 の 林 地	1	0.1

※工事施工後の期間は3年を見込むものとする。

但し、人家公共施設等に隣接して特に安全度を高める箇所については5年とする。

第4 保安林内作業許可申請書等の様式について

解除予定保安林（県報告示の日から40日を経過し、かつ、解除についての異議の意見書の提出がないもの。）において保安林解除申請書中の事業計画及び代替施設計画書の内容に従い事業を実施する場合。

【様式 9】（岩手県保安林事務取扱要領様式第 59 号）

保安林内作業許可申請書

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

住所

申請者 氏名 } 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第 34 条第 2 項の規定によりその許可を申請します。

森林（土地）の所在場所 市郡 町村 大字 字 地番

保安の指定の目的

行 為 の 方 法		別紙のとおり
期 間	始 期	
	終 期	
備 考		

注意事項

- 1 申請書は、行為を行なうべき箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、規則第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。
- 5 備考欄には、予定告示の日付を記載すること。

別紙

行為の方法	行為の目的			
	行為の種類			
	行為の内容			
	行為の面積			
	土地の形質の変更状況			
	施行設備			
	行為地に係る使用目的達成後の取扱い			
	その他	事業費		
		土地を使用する権利及び取得状況		
他法令による土地利用の制限				

【様式10】（岩手県保安林事務取扱要領様式第26号）

保安林内立木伐採届出書

年 月 日

〇〇広域振興局長 様

住所

届出人 氏名 } 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林の指定の目的

森林の所在場所	市郡 町村 大字 字 地番
伐採の目的	
伐採を開始する日及び伐採を終了する日	
伐採面積及び伐採立木の本数	
伐採方法（皆伐・択伐・間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢	
備考	

注意事項

- 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 備考欄は、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の届出に係る立木の伐採をしようとする場合に、次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。

- (1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。
 - (2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。
 - (3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合（森林法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。
 - (4) 伐採面積及び伐採立木の本数欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができる。
 - (5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができる。
 - (6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載する。
- 4 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。
 - 5 伐採しようとする日の2週間前までに届出すること。
 - 6 備考欄には、予定告示の日付を記載すること。